



## 1 令和8年度診療報酬改定に向けて精神医療の議論が行われました

令和7年10月24日、中央社会保険医療協議会総会（第622回）において、精神医療の診療報酬見直しに関する1回目の議論が行われました。

24日に厚生労働省保険局医療課より提出された資料では、入院医療のあり方と質の高いケアを提供するための取組として「多職種による質の高い医療の提供等について」「患者の特性に応じた治療・ケアの推進について」と「精神身体合併症について」の3項目に分けて課題と論点が提示されました。

### 1. 多職種による質の高い医療の提供等について

- 質の高い精神医療の提供のために、急性期の入院料においても、各医療機関・病棟の入院患者のニーズに応じ、看護職員だけでなく、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師をより柔軟に配置できるようにすることについてどう考えるか。
- 精神病床に入院する患者数は減少傾向であり、病床の削減が進む一方で、小規模の精神科病院は運営が困難であること等を踏まえ、病床数を削減する取り組みを行っている等の小規模医療機関が、質の高い入院医療、地域生活に係る外来医療の提供や障害福祉サービスの提供等を行うことの評価についてどのように考えるか。
- 長期入院患者に対する地域移行に係る取組をさらに推進する必要があること等を踏まえ、人員配置基準の低い精神病棟入院基本料等の評価をどのように考えるか。

### 2. 患者の特性に応じた治療・ケアの推進について

- 精神科救急急性期医療入院料等について、医療保護入院等の割合が高いことが要件となっているが、強制的な入院を促進しないような配慮を踏まえた、緊急的な入院医療の必要性に関する指標のあり方について、どのように考えるか。
- 「精神科救急医療体制加算」について、精神科救急医療体制整備事業において都道府県が指定した類型に基づく評価となっているが、実際の救急や地域医療における機能を踏まえた評価のあり方について、どのように考えるか。また、当該加算を120床を超えて届出を行う場合の特例的な規定については、利用が少ないことを踏まえ、その扱いをどのように考えるか。
- クロザピンの新規導入に関する医療機関の体制整備のあり方を踏まえ、現在病棟ごとの評価となっている、精神科急性期医師配置加算のクロザピン新規導入実績の要件についてどのように考えるか。

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

### 3. 精神身体合併症について

- 精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者の治療提供体制の普及を図る確保する観点から、こうした体制を評価する精神科急性期医師配置加算2イの対象となる入院料のあり方について、どのように考えるか。また、重症の身体合併症で急性期の治療を行った患者が、精神科救急急性期医療入院料等を算定する病床に転棟・転院した場合の取り扱いについてどう考えるか。
- 精神病床入院患者の高齢化が進む中で、生活習慣病や維持透析等の慢性的な身体合併症への対応を要する患者への、内科等の医師による診療の体制を確保し、適切な対応を推進する観点から、精神科身体合併症管理加算の要件や対象疾患の範囲についてどう考えるか。
- 様々な精神疾患に対応できる精神科リエゾンチームの専門性を評価する観点から、精神科リエゾンチーム加算における、認知症及びせん妄以外の精神疾患を抱える患者への介入の更なる評価について、どのように考えるか。

詳しい内容については、日精看オンライン「制度・政策ページ」の「中央社会保険医療協議会 総会（第622回）資料」からご覧ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_64893.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64893.html)

## 2

### 自民党厚生関係団体委員会・厚生労働部会に要望書を提出しました

令和7年11月12日、自民党厚生関係団体委員会・厚生労働部会に日精看から草地仁史業務執行理事が出席し、看護人材の育成と安全な労働環境の整備に関する予算措置等についての要望書を提出しました。

#### 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する看護人材の育成と確保

精神科医療機関が地域と協働して看護人材の育成と普及に取り組めるよう、医療機関や行政機関との人事交流制度を創設し、複数の機関や職種と連携・協働できる実践力を備えた看護師を育成する体制整備を強く要望いたします。

#### 2. 精神科病院における看護職への暴力防止と安全確保に関する施策の強化

精神保健福祉法改正により精神科病院での虐待防止対策の強化が求められる中、患者と看護職双方の尊厳と安全を保障するため、暴力リスク対策について国および都道府県の施策として具体的に講じていただくことを強く要望いたします。

要望書の詳しい内容については、日精看オンラインに掲載している「制度・政策」の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進するための看護人材の育成と安全な労働環境の整備に関する要望書」からご覧ください。 <https://jpna.jp/policy>



12/  
Thu

全国で好評につき急遽ハイフリップで開催決定！

11 パーソナリティ障害と成人期の発達障害の理解とケア



●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034